

○北海道鉄道警察隊運営規程

北海道警察本部訓令第24号

平成元年11月1日

改正 平成4年6月22日警察本部訓令第13号、8月31日第20号、7年7月27日第17号、
8年12月27日第21号、11年3月29日第15号、13年3月28日第7号、19年3月29日第
7号、21年3月31日第10号、25年12月25日第9号、28年3月22日第6号

北海道鉄道警察隊運営規程を次のように定める。

北海道鉄道警察隊運営規程

北海道鉄道警察隊運営規程（昭和62年北海道警察本部訓令第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 勤務制等（第8条—第10条）
- 第3章 勤務基準（第11条—第14条の2）
- 第4章 勤務計画の策定（第15条—第17条）
- 第5章 勤務方法ごとの活動要領（第18条—第24条）
- 第6章 警察署等との関係（第25条—第28条）
- 第7章 補則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号）に基づき、北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部に置く鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 鉄道警察隊は、鉄道施設において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 鉄道警察隊は、前項の任務を遂行するために次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 鉄道施設における警らに関すること。
- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備に関すること。
- (3) 鉄道施設における雑踏警備に関すること。
- (4) 列車への警乗に関すること。
- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備に関すること。
- (6) 列車による危険物の輸送の取締りに関すること。
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (8) 鉄道事業者その他の関係機関、団体等との連絡及び調整に関すること。
- (9) 鉄道に関する統計事務に関すること。

（隊本部及び詰所）

第3条 鉄道警察隊に、隊本部及び詰所を置くものとする。

2 鉄道警察隊の隊本部及び詰所の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(活動区域)

第4条 鉄道警察隊の活動区域は、鉄道警察隊の位置する当該方面の区域内に所在する鉄道施設及びその周辺とする。ただし、警乗における場合の活動区域は、他の方面又は関係県警察との協議に係る区域とする。

(事件事故等の処理範囲)

第5条 鉄道警察隊の処理する事件事故等の初動的な措置の範囲は、別表2のとおりとする。

(制服の着用等)

第5条の2 鉄道警察隊の隊員(以下「隊員」という。)は、制服を着用し、鉄道警察隊を表示する標章及び腕章を当該制服に装着するものとする。

2 前項の標章及び腕章の形状、寸法等は、付図1のとおりとする。

3 警察本部地域企画課長及び方面本部地域課長(以下「課長」と総称する。)は、鉄道施設における事件事故等処理するため必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、隊員に私服による勤務を命ずることができる。

4 隊員は、制服を着用して勤務するときは、耐刃防護衣を着装するものとする。ただし、課長が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

(関係都府県警察との連携)

第6条 課長は、関係都府県警察との間において、事件事故等に係る連絡及び協力の方法、便宜供与その他相互の連携に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 関係都府県警察の管轄区域にわたる鉄道警察に係る事務処理の適正を図るため、鉄道警察隊に連絡主任者を置く。

3 連絡主任者には、警察本部にあつては地域企画課鉄道警察隊長を、方面本部にあつては地域課鉄道警察隊長(以下「隊長」と総称する。)をもって充てる。

(幹部会議における協議)

第6条の2 課長は、定期的に幹部会議を開催し、鉄道警察隊の運営に関して、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 隊員の配置及び活動の重点に関する事項
- (2) 勤務計画に関する事項
- (3) 業務管理、指揮監督及び指導教養に関する事項
- (4) 勤務及び活動の評価に関する事項
- (5) その他の鉄道警察活動について必要な事項

(隊旗)

第7条 鉄道警察隊に、隊旗を備える。

2 隊旗の制式は、付図2のとおりとする。

第2章 勤務制等

(勤務制)

第8条 鉄道警察隊の勤務制は、別に定めるところによる。

(勤務時間)

第9条 鉄道警察隊の毎日勤務の勤務時間は、次表に掲げるとおりとする。

区分 勤務区分	勤務時間等				備考
	勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間	
A	午前 7時15分	午後 4時00分	7時間 45分	1時間	1 勤務時間は、1週間当たり38時間45分とすること。 2 当務にあつては、勤務時間4時間につき15分の休憩時間を置くこと。 3 当務は、1回の勤務時間が15時間30分を超えないこと。 4 当務は、夜間において連続4時間以上の休憩時間を置くこと。
B	午前 8時45分	午後 5時30分	7時間 45分	1時間	
C	午前 9時45分	午後 6時30分	7時間 45分	1時間	
D	午後 1時00分	午後 9時45分	7時間 45分	1時間	
当務	午前 9時45分	翌午前 9時45分	15時間 30分	8時間 30分	

2 課長は、鉄道施設における治安を維持するため、特に必要があると認めるときは、前項の勤務開始時間又は勤務終了時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

3 休憩は、定められた場所において行うものとする。この場合において、他の警察官が不在のため急訴等を受ける者がいない場合は、これを受理し、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(指揮監督及び指導教養)

第10条 課長は、隊員に対する指揮監督及び指導教養を計画的に行うものとする。

2 指揮監督及び指導教養に当たっては、隊員の服装、態度、勤務基準による勤務の状況、事件事故及び各種届出の取扱状況、隊本部又は詰所の整理整頓状況等当日の勤務実態を点検確認し、鉄道警察隊勤務の効率化及び適正化に努めるものとする。

第3章 勤務基準

(時間配分基準)

第11条 毎日勤務の隊員の勤務区分ごとの時間配分基準は、次表に定めるとおりとする。

区分	時間配分基準			
A ・ B ・ C ・ D	警乗 警ら 警戒警備 在所 立番 指示教養等	}	おおむね	5時間
			おおむね	1時間30分
			おおむね	1時間
			おおむね	15分
当 務	警乗 警ら 警戒警備 在所 立番 指示教養等	}	おおむね	9時間
			おおむね	5時間15分
			おおむね	1時間
			おおむね	15分

2 警乗については、第20条に規定する警乗計画により行うものとする。この場合において、課長は、警乗を行う隊員が、前項の時間配分基準による勤務ができないときは、警乗を行う隊員の警乗以外の時間配分基準を調整して行わせるものとする。

3 課長は、鉄道施設の状況等から、警戒警備と警らを合わせて行うことが適当と認めた場合は、勤務方法として「警戒警備・警ら」を定めることができるものとする。

(勤務基準の策定)

第12条 課長は、前条第1項に規定する勤務方法ごとの時間配分基準に基づき、勤務基準を策定するものとする。

2 課長は、鉄道施設における治安情勢等に応じて必要と認められる複数の勤務基準を定めるものとする。

3 課長は、季節ごとなど必要に応じて勤務基準の見直しを行うものとする。

(勤務基準策定に当たっての留意事項)

第13条 課長は、勤務基準の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 隊本部においては、原則として最低1名の隊員を在所させるようにすること。

(2) 活動区域における警戒力に間隙が生じないようにすること。

(3) 治安情勢等を勘案の上、実態に応じたものとする。

(勤務基準の指定)

第14条 課長は、あらかじめ勤務日ごとの勤務基準の指定を行うものとする。

(勤務変更)

第14条の2 課長は、活動区域内の治安情勢等から必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、勤務変更について指示を行うものとする。

2 隊員は、前条に基づき指定された勤務基準による勤務を通じては処理することができない事件事故が発生した場合、その他緊急を要する場合は、その旨を事前に隊長に報告して勤務変更の指示を受けるものとする。

3 隊員は、前項の場合において、事前に指示を受けるとまのないときは、自ら勤務変更を行い必要な措置を執った後、その経過を速やかに隊長に報告するものとする。

第4章 勤務計画の策定

(月間勤務計画)

第15条 課長は、鉄道警察隊の効果的な運用を図るため、月間における活動重点、活動人員その他必要な事項を内容とする月間勤務計画を策定するものとする。

2 課長は、前項の勤務計画を策定するに当たっては、鉄道警察隊の勤務の重点、指揮監督及び指導教養の重点、配置人員その他当該月間における勤務に必要な事項について留意しなければならない。

(勤務日の勤務計画及び勤務記録)

第16条 隊長は、月間勤務計画に基づき、勤務日における活動の重点、勤務基準の指定その他勤務に必要な事項を内容とする勤務日の勤務計画を定め、隊員に対する指示を適切に行うものとする。

2 隊長は、隊員に対して指示した内容及びその結果並びに事件事故等の現場指揮、関係機関との連携活動等の状況を明らかにしておくものとする。

3 隊員は、勤務日における勤務の状況、事件事故等の取扱いその他の活動状況を勤務日誌に記録しなければならない。

(備付簿冊の様式)

第17条 鉄道警察隊に備え付ける簿冊の様式は、別に定める。

第5章 勤務方法ごとの活動要領

(警戒警備)

第18条 警戒警備は、線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設について、巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するものとする。

2 警戒警備は、徒歩又は鉄道警察用無線自動車により行うものとする。

3 徒歩による警戒警備は、単独で行うものとする。ただし、鉄道施設等の状況、治安情勢等から必要があると認められるときは、2人以上共同して行うことができる。

4 警戒警備に際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問、検索等を行うことにより、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警乗)

第19条 警乗は、列車内における公安の維持を図るため、列車に乗務して、犯罪の予防・検挙、事故の防止、要保護者の発見及び保護に当たるものとする。

2 警乗は、原則として2名1組を単位として行うものとし、課長は、鉄道施設等における事件事故の発生実態等を考慮し、必要があると認める場合は、単独による警乗を行わせることができるものとする。

3 警乗に際しては、あらかじめ駅の待合室及びその周辺を巡回して、挙動不審者、要保護者等の発見に努めるとともに、乗務に当たっては、当該列車の車掌等と連絡をとり、警乗中は、列車内を巡回して旅客の動向、手荷物の保管状態、不審物の有無等に注意しなければならない。

(警乗計画)

第20条 警乗は、警察庁が定める列車への警乗に関する基本計画及び課長が定める列車警乗計画（以下「警乗計画」という。）に基づき、実施するものとする。

2 課長が定める列車警乗計画は、警乗を効果的に実施するため、事件事故の発生実態、列車の運行状況等に応じて策定し、あらかじめ北海道警察本部地域部長（以下「地域部長」という。）の承認を得るものとする。

3 課長は、警乗計画について、変更の必要があると認めるときは、あらかじめ地域部長の承認を得なければならない。

4 課長は、緊急やむを得ない場合等で、警乗計画に基づく警乗を中止したときは、その旨を地域部長に報告しなければならない。

5 課長は、鉄道施設等における事件事故の発生実態を考慮し、必要に応じて警乗計画に定める警乗以外の警乗を実施するものとする。

(警ら)

第21条 警らは、鉄道施設及び線路沿線を巡行することにより、犯罪の予防・検挙、危害の防止、市民に対する保護、助言及び指導、少年の補導等を行うとともに、鉄道施設等に係る状況の把握に当たるものとする。

- 2 警らは、徒歩又は鉄道警察用無線自動車により行うものとする。
- 3 徒歩による警らは、単独で行うものとする。ただし、鉄道施設等の状況、治安情勢等から必要があると認められるときは、2人以上共同して行うことができる。
- 4 鉄道警察用無線自動車による警らは、鉄道施設及びその周辺において行うものとする。
- 5 警らに際しては、市民に対する応接を迅速かつ丁寧に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問等を行うことにより、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警ら区及び警ら要点)

第22条 課長は、列車の運行状況、列車利用者の状況、事件事故等の発生状況その他鉄道施設の状況を勘案し、警ら区を設定するものとする。

- 2 課長は、犯罪の予防・検挙及び警戒警備上、重要と認められる地点を警ら要点として指定するものとする。

(在所)

第23条 在所は、諸願届の受理等を行うとともに、書類の作成整理並びに装備資器材及び施設内外の点検整備等を行い、併せて外部に対する警戒に当たるものとする。

- 2 在所に際しては、市民に対する応接を迅速かつ丁寧に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問等を行うことにより、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(立番)

第24条 立番は、鉄道利用者の往来の多い駅の適当な場所に位置して、警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。

- 2 立番に際しては、市民に対する応接を迅速かつ丁寧に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問等を行うことにより、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

第6章 警察署等との関係

(警察署長との連絡協調)

第25条 課長は、鉄道に係る警察業務を適正かつ円滑に推進するために、警察署長と常に緊密な連絡協調に努めなければならない。

(所轄警察署との関係)

第26条 鉄道警察隊と鉄道施設を管轄する警察署（以下「所轄警察署」という。）は、事件事故等の取扱いについて、相互に協力するものとする。

- 2 前項の取扱いに当たっては、次に掲げるところにより、迅速かつ適正に行わなければならない。
 - (1) 鉄道警察隊が事件事故等を認知したときは、第5条に定めるところにより初動的な所要の措置を講ずること。ただし、所轄警察署において措置することが適当と認められる場合には、通報の上、その処置を委ねることができる。
 - (2) 所轄警察署が、鉄道施設に係る事件事故等を認知したときは、初動的な所要の措置を講ずるとともに、その概要等を鉄道警察隊に通報することとする。この場合において、所轄警察署長は、事案の性質、内容等から隊員の派遣について必要があると認め

るときは、課長に対し、派遣を求めることができる。

(事件等の引継ぎ)

第27条 課長は、鉄道警察隊が取り扱った事件事故及び被疑者については、必要な措置を講じた上、証拠資料及び関係記録とともに、被疑者引渡書（事件引継書）（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第5号）により、関係警察署長に確実に引き継ぐものとする。

2 前項の引継ぎは、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 被疑者を逮捕した場合は、逮捕地を管轄する警察署に引き継ぐこと。ただし、警乗中に被疑者を逮捕した場合は、原則として、最寄りの停車駅を管轄する警察署に引き継ぐこと。

(2) 事件を取り扱った場合は、原則として、当該事件の発生地を管轄する警察署に引き継ぐこと。ただし、発生地が不明の窃盗事件の被害届を受理した場合は、次に定めるところにより速やかに当該警察署に移送又は引き継ぐこと。

ア 被害者が列車により移動中に被害を認識した場合

被害者の被害確認後、被害者が乗車する列車が最初に停車する駅等を管轄する警察署とする。

イ 被害者が列車から下車後に被害を認識した場合

被害者が下車した駅等を管轄する警察署とする。

なお、被害者が被害を認知したが届け出ることなく、列車等を乗り継ぎ、後刻届け出た場合は、最初に被害を認識した後に下車した駅等を管轄する警察署とする。

(3) 発生地が不明の窃盗以外の事件を受理した場合については、前号のただし書の規定を準用すること。

(応援派遣)

第28条 所属長は、警衛、警護等について鉄道警察隊の応援派遣が必要であると認めるときは、地域部長（札幌方面以外の方面にあっては当該方面本部長）に対して、応援派遣の要請を行うことができる。

第7章 補則

(関係機関との連携)

第29条 課長は、鉄道事業者との間において、連絡担当者を指定するとともに、必要に応じて連絡会議を開催するなど、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

附 則

この訓令は、平成元年11月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成4年8月31日から施行し、平成4年8月9日から適用する。

附 則（平成7年警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成8年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成8年12月27日から施行する。

附 則（平成11年警察本部訓令第15号）
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第7号）
この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第7号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第10号）抄
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年警察本部訓令第9号）
この訓令は、平成25年12月25日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第6号）
この訓令は、平成28年3月26日から施行する。